

経営会議の内容

件 名	大和市特別支援教育センター条例の制定について
所 管 部	教育部
日時・場所	平成30年10月18日（木）10：00 ～ 11：00 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、指導室長
提 出 理 由	大和市特別支援教育センター条例を制定するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・ 通常の学級に在籍する支援を必要とする児童生徒の数が増加の傾向にあるのは、国や県でも同じか。 （所管部）国は平成24年の調査で、通常の学級に在籍する支援を必要とする児童生徒の割合は6.5%と発表している。県や近隣市でも増えていると聞いており、全体的に増加の傾向があると認識している。 ・ 進路相談では、相談業務は行わずに情報提供のみを行うのか。 （所管部）進路については、学校と保護者が最終的に決定していくものであるため、指導室としては、進路先の情報提供のみを行っていく。 ・ センターに配置する職員は何名の予定なのか。職員定数は増えるのか。 （所管部）詳細な人員については、関係部門等と今後調整していく。 ・ 特別支援学級に在籍する不登校や登校しぶりの児童生徒はどのくらいいるのか。 （所管部）小学校は5、6名、中学校は10名いる。 ・ 通常の学級に在籍する支援を必要とする児童生徒が小学校、中学校合わせて1,733名いることに対して、小学校、中学校合わせて配置可能な教員の上限が8名というのどのような考えからか。 （所管部）教員は、通級指導教室に通級を希望する児童生徒に対して配置するものであり、現在、希望のある児童生徒が、小学校は58名、中学校は18名いる。また、子ども10名に対して教員1名、小学校、中学校それぞれ4名までの配置が可能であることから、最大8名となっている。 ・ 特別支援教育に特化した相談センターの機能にある、未就学児の発達相談からというのは、すすく子育て課が行っている相談を意味するものか。 （所管部）そのとおりである。 ・ 概要説明のコンセプト欄に「学校とのつながりを大切にしたい」とあるが、学校との連携とともに地域支援についても連携が必要と考えるがどのように考えているのか。 （所管部）地域支援についてはこれまで通り行っていく考えである。 ・ 放課後デイサービスの利用者については、学校との連携が行われている。ケアマネジャー等を対象とした説明会等を行ってはどうか。 （所管部）今後、検討していきたい。 ・ 児童クラブの指導員を対象とした説明会等も行ってはどうか。 （所管部）今後、検討していきたい。

	・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとセンターとの連携はあるのか。 (所管部) スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは、青少年相談室に派遣を要請するものであるため、必要に応じた子どもたちの情報の共有等の連携を進めていく。 ・注意欠陥多動性障害、自閉症スペクトラム障害、学習障害のうち、どの障害を持つ児童生徒が増えているのか。 (所管部) 重複して障害を持つ子や、病院の診断を受けていない子どももいるため、疾病毎の人数を把握することは難しい。 ・保護者の中には、子どもが障害を持っていることを認めたがらない人がいる。家庭に対するアプローチが必要と考えるがどうか。 (所管部) 学校から保護者に対して、発達に関する説明会等を開いて理解を促している。 ・まほろば教室との関係が並列になっているが、検討内容はどのようになっているか。 (所管部) まほろば教室に本センターが含まれているのではなく、例えば、集団での生活がよいと考えられる児童生徒はまほろば教室に通い、個別の対応が必要と考えられる児童生徒は、センターに通うなど、一人ひとりの状況に応じて判断していくため、並列になっている。 ・センターは、全国的にもあまり例のない施設なので、子どもたちのために各位の協力をお願いする。
会議結果	案のとおり、進めていく。